

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和7年12月16日（火） 午前10時11分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 90号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

議案第 91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想について

議案第 92号 ひたちなか市営駐車場の指定管理者の指定について

○出席委員 8名

経済建設委員会	井坂章	委員長
	鎌田政人	副委員長
	井坂涼子	委員
	田中高司	委員
	大内健寿	委員
	鈴木道生	委員
	雨澤正	委員
	打越浩	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

企画部	田辺稔	企画調整課長補佐兼マーケティング推進室長
	国井純	企画調整課主任
経済環境部	松本竜宝	経済環境部長
	大内康正	農政課長
	丸岡貴典	商工振興課長
	内藤奈歩	商工振興課長補佐
	二川潤	商工振興課係長
	磯崎一宏	観光振興課長

	安 祐 朗	水産課長
	植 野 健 一	環境政策課長
	小 澤 功	廃棄物対策課長
建設部	祖 田 章	建設部長
	石 崎 嘉 寛	道路建設課長
	山 口 雅 美	道路建設課副参事兼用地室長
	原 秀 明	建設部技正兼道路管理課長
	佐 藤 淳一	建設部技正兼河川課長
	中 村 泰 久	住宅課長
	大 塚 聡	住宅課長補佐兼係長
	長谷川 裕 之	下水道課長
都市整備部	梅 原 忠	都市整備部長
	綿 引 達 也	都市計画課長
	小 川 孝 博	公園緑地課長
	住 谷 真 志	建築指導課長
	倉 持 雅 彦	区画整理事業所長兼区画整理事務所長
	清 水 忠 行	区画整理一課長
	根 本 天 明	区画整理二課長
	篠 原 克 彰	那珂湊地区土地区画整理事務所長
水道事業所	神 永 明	水道事業所長
	高 安 勝 英	総務課長
	高 野 修	業務課長
	小田部 久 志	工務課長

○事務局職員出席者

議会事務局	海 埜 敏 之	主幹
	折 本 光	主幹

経 済 建 設 委 員 会

令和7年12月16日（火）

※開会に先立ち、各部長等から課長補佐以上の職員紹介を行う。

午前10時11分 開会

○井坂（章）委員長 これより経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件です。

審査の進め方につきましては、議案番号順に審査をしていきたいと思っております。また、執行部から所管に関わる事項について2件の説明の申し出がありますので、議案の審査終了後に説明を受けたいと思っております。

以上のように委員会を進めていきたいと思っておりますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第90号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

Side Booksのホーム画面に戻っていただき、全議員共通、本会議、令和7年定例会、第4回12月定例会、議案、議案第90号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。祖田建設部長。

○祖田建設部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第90号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の条例改正は、このところ60歳未満の単身者からの入居相談が増加していることから、主に単身者の入居要件の緩和と入居可能な部屋の住戸面積の見直しを行うおとするものであります。

○井坂（章）委員長 部長、着座で結構です。

○祖田建設部長 それでは、着座にて失礼させていただきます。

4ページの参考資料の新旧対照表をご覧ください。

入居者の資格、第6条第1項中、第2号を削除し、第3号を第2号に、第4号を第3号とし、同号の次に新たな4号を加えるものであります。新しい4号は、「現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、その者が親族であること」というように改正し、同居しようとする者がいない場合であっても、入居を可能とする条文に改正しようとするものであります。

次に、第6条第2項を削除し、参考資料5ページの同条第3項中、「前項の規定の適用を受ける者（以下「単身者」という。）」を、「現に同居し、又は同居しようとする親族がない者」に改め、「50平方メートル」を「60平方メートル」に改め、同項を同条第2項とするものであります。

次に、参考資料の6ページになります。入居資格の特例、第7条第3項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第2号イ」に改め、括弧書きの「（単身者にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで）」を削除いたします。

続いて、収入超過者等に対する認定、第28条第1項中、「第6条第1項第3号」が今回の改正で一部繰り上がるため、「第6条第1項第2号」と改めるものであります。

最後に、6ページの下段の第46条の汚水処理施設使用料などが記載された別表になります。別表のうち、市毛第1アパートの下水処理が公共下水道に切り替わったことで、これまで使用していた汚水処理施設である浄化槽が廃止となったことで、表中の使用料の金額を削除するものであります。今後につきましては、公共下水道の使用料として徴収していくこととなります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第91号をお開きください。また、議案に係る参考資料がありますので、併せてご覧ください。

提出者の説明をお願いします。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 おはようございます。

それでは、議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想につきましてご説明を申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○松本経済環境部長 では、着座にて失礼いたします。

説明に先立ちまして、資料の提出に関しましては、修正、追加、差し替え等ございまして大変ご無礼申し上げます。10年ぶりの作業で、執行部のほうも要領を得ていませんで、大変ご迷惑おかけしております。申し訳ございません。

それでは、第91号につきまして説明をさせていただきます。今日追加でペーパーの資料を2枚お配りさせていただきましたが、こちらでございまして。総合計画の目次とそれからスケジュールということで横のものでございます。

縦長のほうをご覧くださいますと、目次ということで赤で囲んであるこちらが今回上程いたしました議案第91号でございまして。基本構想につきましては議決案件でございまして、ご審議を賜る次第でございまして。計画をつくる上でのコンセプトが書かれているもの、また、設定が書かれているものでございます。

併せまして、その下に水色で囲まれている基本計画の総論、第4編とございますけれども、この部分につきましては、具体的に、大項目で言いますと6つ、施策の大綱として、これはローマ数字のIなんですけれども、大綱I「いつもの安心、もしもの備え」とございますが、ローマ数字のIにハイフンで中項目でそれぞれのテーマごとのタイトルが書かれている内容でございます。これらにつきましては、このタイトルと考え方について本日ご協議いただくものでございまして、さらにこの後に小項目に当たる具体的な計画につきましては、年が明けた1月に所管事務調査を実施します。この中である事業、施策に関して執行部のほうから提案したものに關しご意見を賜ればと存じます。

併せて、スケジュールに關しまして、横長のほうでございまして、今日は赤枠の部分でございまして、もともとこの総合計画につきましては、令和6年5月から四半期ごと、3か月から4か月ごとに審議会を7回ほど経過しております。その中で6月と8月に全員協議会で皆様に基本構想のご説明をしてご意見を頂戴しまして、それらを加味したものが本日の資料となっております。

これと併せまして、先ほど言いました施策の大綱や施策の基本方針という水色の囲みの部分に關してのご審議をいただくこととなります。

ここまででよろしいでしょうか。

それでは、ご説明させていただきます。資料に關しましては、基本構想というファイルになります。

2ページをご覧いただきたいと存じます。ひたちなか市の誕生以来、3回にわたりまして総合計画を策定し、市政を推進してまいりました。現在の第3次総合計画が本年度で期間満了となるため、新たなまちづくりの指針として、第4次総合計画基本構想を策定しようとするものでございます。

ページの中段以降に記載のとおり、本市におきましても、今後、総人口及び生産年齢人口が本格的な減少局面を迎え、さらに社会の変化に伴い、市民ニーズや地域課題が一層多様化、複雑化していくことが予想されます。

このため市では、市民との協働のまちづくりを基本として、持続可能なまちづくりを推進していきたいと考えております。

総合計画の策定に当たりましては、初期段階から様々な市民の皆様の参画の機会を設けてまいりました。2ページの後半、下の部分にございますけれども、「このまちの未来を、自分たちの手でつくっていく」ということで、より市民の皆様の参画の度合いが強くなって策定を進めているものでございます。

変わりがまして、3ページをご覧願います。第4次総合計画は、基本構想といわれるコンセプトの部分、そして基本計画というプログラムに当たる部分、そして行動に移す実施計画の3つで構成されております。

基本構想につきましては、将来都市像やこれを実現するためのまちづくりの基本的な考え方、土地利用の考え方を定めるものでございます。

期間は、少子高齢化や人口減少、デジタル技術の発展など、社会が目まぐるしく変化をしておりますので、これに柔軟に対応するため、10年間からこのたび8年間という形で短縮をするものでございます。

基本計画につきましては、基本構想を実現するために取り組む施策の体系を定めるものとし、前期と後期4年ずつの2つに区分し、前期計画、後期計画とさせていただきます。

また、行動に移す実施計画につきましては、基本計画に定める各種施策を実施するための具体的な事業計画を定めるものでございます。

この3ページから19ページまでが計画策定の背景として、時代の潮流や市の概況、市民意識調査の結果等が表記されております。後ほどご覧いただければと存じます。

大きく変わりました20ページから24ページに、「市民とともに歩んだ将来都市像の策定プロセス」というタイトルで、将来都市像の策定に当たって様々な試み、新たな試みを実施してまいりました。ワークショップとして、ひたちなか未来デザイン会議での対話を中心に、市民の皆様とともに歩んでまいりました策定のプロセスを24ページまで記載してございます。

変わりました、25ページから29ページが基本構想になります。

26ページをご覧いただきたいと存じます。1の将来都市像につきましては、市民と取り組んだプロセスを踏まえ、市民が思い描く「理想の暮らしの姿」と行政が政策的な観点から構想した「目指すまちの姿」を掛け合わせて、理想と実現の可能性、持続性のバランスが取れた将来都市像とすることを目指しております。

将来都市像として、「暮らしをデザインできる、職住育共創のまち」と決めました。ちなみに第3次総合計画におきましては、「世界とふれあう自立協働都市」ということで「豊かな産業といきいきとした暮らしが広がる元気あふれるまち」というのが第3次総合計画の基本構想のキャッチでございます。

次に、2のまちづくりの基本的な考え方として、これからのまちづくり全般に資する考え方を基本構想に位置づけております。具体的には4つなのですが、「価値をつなぐ」「未来につづく」「変化をのりこなす」「ともにつくる」という4つの考え方でございます。

さらに変わりました、28ページから29ページにかけましては、均衡ある都市の形成を図るための土地利用の考え方として、都市的、農業的、自然的な土地利用が調和するよう取り組んでいくこととしてございます。

雑駁でございますが、ひたちなか市第4次総合計画基本構想の説明は以上となります。

続いて、資料が変わりました、参考資料としてご提出をさせていただきました施策の大綱、施策の基本方針につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと存じます。施策の大綱につきましては、将来都市像の実現に向けて取り組む施策を体系的に整理したもので、現在の計画と同じく、ひたちなか市自立と協働のまちづくり基本条例に定められた6つの分野ごとに整理しております。

枠組みの中には、6つの大綱、大項目ごとに総括的な内容及び施策の名称を中項目として記載してございます。ローマ数字、ハイフン、数字というものでございます。

各所管の基本方針についてご説明申し上げます。3ページをご覧いただきたいと存じます。この中に経済建設委員会関連の内容は赤字で示されている部分でございます。本日審議をいただくのはこの赤字の部分でございます。

ここからは施策を所管する担当部長ごとにご説明申し上げます。まず、経済環境部が所管する施策の基本方針につきましてご説明いたします。

経済環境部は、主に産業系の政策と環境政策に携わっております。5ページをご覧いただきたいと存じます。

5ページから6ページにかけては、施策の大綱Ⅱとしまして、「活力を生み出す多様な産業」。こちらにおきましては、商業、工業、農業、水産業、観光、産業の活性化についての取組方針をそれぞれ記してございます。

大きく飛びまして14ページを、お手数ですがご覧いただきたいと存じます。施策の大綱のⅤとしまして、「快適な暮らしを支える都市基盤」におきまして、中項目としてハイフン9で環境保全、ハイフン10としまして循環型社会の取組方針を記してございます。

雑駁でございますが、経済環境部所管は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。では、続いて建設部長お願いします。祖田建設部長。

○祖田建設部長 続きまして、建設部所管の第4次総合計画基本構想についてご説明いたします。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○祖田建設部長 失礼します。参考資料の施策の大綱及び施策の基本方針に沿ってご説明いたします。

まずⅠの「いつもの安心、もしもの備え」のうち、Ⅰ－3、治水対策であります。急速な都市化の進展に伴う浸水被害を軽減するため、第3次総合計画では、雨水幹線の整備や河川の改修を計画的に進めておりますが、昨今の気候変動による降水量の増大により、当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、第4次総合計画では、流域治水の取組を加速化させ、国、県、関係自治体と連携した那珂川水系流域治水プロジェクト2.0に取り組んでまいります。また、台風や大規模な水害、津波、高潮などによる被害を防ぐため、那珂川の堤防や沿岸部の高潮対策を国や県と連携しながら強化してまいります。

次に、ページをめくっていただきましてⅠ－7になります。交通安全のうち、こちらは緑色に着色はされておりますが、一部、ボラードと言われる車止めやガードレールなどの防護柵につきましては、道路管理者の判断により必要な箇所に設置をしている場合がございますので、参考にご説明させていただきます。

続きまして、14ページになります。Ⅴの「快適な暮らしを支える都市基盤」であります。Ⅴ－3の公共施設マネジメントの推進ですが、こちらにつきましても、建設部で所管する施設に市営住宅がございます。適正な施設保有量の観点から、本議会での一般質問でも答弁させて

いただきましたが、住宅ストックを適正戸数へと再編していくよう考えております。

続きまして、V-5の道路における一般市道につきましては、市民の皆様からご要望いただいておりますが、地域の実情に即した整備を進めてまいります。また、道路施設の健全化や長寿命化につきましては、必要な調査や点検を行い、その上で策定された長寿命化計画に基づき、改修及び修繕を進めてまいります。

次に、V-7生活排水のうち、建設部におきましては、生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、また事業経営の視点から、整備に投じた費用を下水道使用料で回収できる範囲での整備を基本にし、効率的・効果的かつ地域の特性に応じて公共下水道を整備してまいります。

次のページになります。V-11住宅におきまして、令和7年3月に改定いたしましたひたちなか市営住宅長寿命化計画に基づき改修工事を進めてまいります。また、住宅ストックを適正戸数へと再編するため、耐用年数の超過や構造上の理由から耐震補強が困難な場合などは用途廃止を進めてまいります。なお、現在住宅政策の1つとして実施しております民間賃貸住宅家賃補助制度については、生活様式の変化に伴い多様化するニーズに対し引き続き支援してまいります。

建設部の説明は以上になります。

○井坂（章）委員長 では、次、お願いします。梅原都市整備部長。

○梅原都市整備部長 都市整備部より、所管する施策の大綱、施策の基本方針についてご説明申し上げます。

○井坂（章）委員長 着座で。

○梅原都市整備部長 着座にて失礼します。

それでは、12ページをご覧ください。大項目のV番「快適な暮らしを支える都市基盤」、この項目に都市整備部が所管する事業についてまとめて記載されております。

まず1点目、魅力あるまちづくりの形成でございますが、市街化区域、市街化調整区域等の線引き制度や用途区域、立地適正化計画など、都市計画の制約、手法を活用した都市づくり、町並みづくりの考え方について記載しているところであります。

2点目、市街地整備でございます。こちらにつきましては、前段の部分が都市整備部の所管となっております。勝田駅周辺を中心市街地、佐和駅周辺地区、那珂湊地区など、立地適正化計画における本市の拠点地区につきましては、生活機能や都市機能について考え方を記載してございます。

次に、13ページに参ります。4点目、土地区画整理事業でございます。土地区画整理事業につきましては、第3次総合計画の中で、全体事業費の抑制と事業期間の短縮を目指して、施行中の全7地区において大規模な事業計画の見直しを実施したところです。その新たな事業計画に基づきまして、基幹となる都市計画道路や雨水排水路の整備など、公共性の高い事業を優先的に整備し、良好な住環境を備えた町並みの形成に取り組むとともに事業の早期完了を目指すことを掲げております。

5点目、道路でございますが、こちらにつきましては、県道や都市計画道路等の幹線道路の整備、その考え方について記載してございます。

2つ飛びまして8点目、公園緑地でございますが、前段で公園の整備、管理の方針及び町なかの緑化について記載するとともに、後段では、風致地区等の指定により都市の緑や自然環境を保全していく手法等について記載しているところです。

以上が都市整備部の施策の大綱及び施策の基本方針でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 神永水道事業所長。

○神永水道事業所長 続きまして、水道事業所所管の部分につきましてご説明を申し上げます。着座で失礼いたします。

まず、資料を行ったり来たりで大変恐縮です。3ページにお戻りください。3ページ、大綱のⅠ「いつもの安心、もしもの備え」のうち、上から2つ目、Ⅰ－2の防災基盤の整備でございます。一部4行目のところに赤字で配水管の耐震化を行いというところでございます。具体的に申し上げますと、現在水道事業所で進めております配水幹線や重要給水施設配水管の更新でございます。断水時に市民生活に大きな影響を及ぼす口径の大きな配水管、こちらを重点的に強靱化することによりまして、防災基盤の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、ページが飛びまして13ページになります。13ページは大綱のⅤ「快適な暮らしを支える都市基盤」でございまして、上から3つ目、Ⅴ－6の上水道でございます。

施策の基本方針としましては、災害に強く安全でおいしい水の安定供給のため、3つの取水源の維持、耐震性能の低い配水管の効率的かつ効果的な更新、健全で持続可能な事業経営でございます。

主な取組といたしまして、ここに記載はございませんが、配水幹線や重要給水施設配水管の耐震化、水質監視の強化、スマートメーター導入の検討、業務の民間委託の検討などがございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

なお、質疑に当たっては、冒頭、何ページのどこの項目かを言うように委員会運営にご協力をお願いします。

最初は、基本構想について質疑を行います。この点について質疑ありませんか。基本構想でございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、参考資料、施策の大綱、施策の基本方針について質疑を行います。なお、参考資料中、赤文字の部分が経済建設委員会所管の部分となります。

最初に、参考資料の3ページから4ページ、大綱Ⅰ「いつもの安心、もしもの備え」の赤文

字の部分についてですが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、5ページから6ページ、大綱Ⅱ「活力を生み出す多様な産業」の赤文字の部分についてであります。

質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 今回、参考資料ということで、こちら施策の大綱と基本方針について提示されております。また、詳細については1月の所管事務等で行われることも存じております。その上で質問ですが、この5ページのⅡ-4の商業、これは商業というふうに限っていいのかわからないんですが、ここの最後に「次世代の経済を担う創業者や、地域の特性を生かして活動する市内外のプレーヤーを支援し」というふうに書いてあるんですが、現在様々な市町村等においては、ローカルな地域においては、いわゆる社会的企業と言うんですか、ソーシャルビジネスとか、こうしたいわゆる地域課題を解決することで、経済活動を通して解決しよう。また、そういった企業が地域で活躍することで地域を元気にするという考え方が大変主流になってきております。中小企業庁等ではローカル・ゼブラ企業という名前も使っておりまして、積極的な支援を行っている。こうしたことを考えますと、今後この計画は2026年度から2030年度ですか。そういうふうを考えますと、そうした新しい視点といいますか、いわゆるこれまでの商業という枠組み、にぎわいというものにとらわれずに、そうした地域の社会的な課題を解決するようなソーシャルビジネスとか社会的企業みたいな文言も、こうした大きい文章に盛り込んでいただいたほうがいいんじゃないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○井坂(章)委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 ただいまご質問いただいた、いわゆる社会課題を解決するようなローカル・ゼブラ企業、そういった企業も当然今後ひたちなか市からも育てていってほしいという思いは当然ありまして、こちらに具体的な記載はないんですけれども、あくまでこれは基本構想なんで大枠が書いてあるというふうにご理解いただきたいんですけども、これのもうちょっと細かい具体的な、来年度からやっていく施策としましては、こちらにも記載、Ⅱ-4にもありますけれども、産学官金言の連携プラットフォームを今構築しようとしておりまして、その中で社会課題解決のソリューション、解決策を提案していただくようなピッチイベント及び実証実験、そこまで一連の流れでやっていくような取組というものも来年度盛り込んでいるところであります。

また、加えまして、スタートアップを育てる取組、そういった初期の段階になるようなスタートアップを育成支援、伴走支援していくようなプログラムですとか、もしくはこれから起業を目指すような起業家の卵を育てていくような、いわゆるアントレプレナーシップ教育、そういったものも、産学官金言の連携プラットフォームの中で行っていく予定となっています。こういった取組を通じて、委員のおっしゃるような、そういった社会課題解決を目指すような、いわゆるローカル・ゼブラ企業の育成というものにつなげていければいいかなというふうに思

っているところでございます。

○井坂（章）委員長 鈴木道生委員。

○鈴木委員 分かりました。私としてはこういう大きいところにもそうした文言とか、また、今のお話でしたら、おっしゃっているのは、上のⅡ－１のところでしょうか。そういったところであれば、いわゆる言葉としてはエコシステムをつくっていきますとか、そういった言葉を入れることで計画の大きな方向性の打ち出しができて、毎年度の事務事業等に落とし込めるのかなという気もいたします。まだこちらは検討中でございますので、ぜひご検討をお願いします。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。大内健寿委員。

○大内（健）委員 ６ページのⅡ－６、水産業について質問をさせていただきます。本市は、歴史のある水産業のまちでもあります。現在ここに記載されているような形ですと、今までの既存の漁協さんの支援等で終わっているような形ですね。やはり茨城県の中でも有数の漁業の町だと私は認識をしております。そういった中で、今後担い手の不足、地域でもいろいろな課題が出ております。市内全体を見ますと、水産業、漁業という中に市民の皆さんが希薄化している点を感じられるんですね。そういった部分では、本市の歴史ある水産業等をやはりもっとPRして全国に発信していくような中長期的なビジョンが欲しいなと思っているんですが、そういった点、どうお考えになっておりますでしょうか。

○井坂（章）委員長 安水産課長。

○安水産課長 ご質問にお答えいたします。

まず、ひたちなか市、特に那珂湊地区につきましては、歴史のある漁業の町というのは十分認識をしているところでございます。そこで、まず担い手のほうの確保というところでございますが、毎年、水産業の漁業体験ということで、新しいそういった希望がある方の担い手を育てる、発掘するというような取組をしております。今回、手を挙げていただいた方で、なかなかそれがつながるといことが少なかったところでございますが、今年６月に参加していただいた方につきましては、１人、船を購入してこれから漁師を目指したいというような方がいるところなので、そういった取組をまず推進してまいりたいというふうに考えております。

あと、漁業の町というところでございますが、水産業というところで、まず魚食、魚に親しんでいただくというところもございまして、そういったイベントだったり、地産地消に向けての団体への給食や料理教室などをやって、若い世代、お子さんを中心とした世代に向けて発信をしてまいりたいと思っております。こういった地道な活動が即座に結びつくとはちょっと考えづらいところはございますが、そちらについては地道に取り組んでまいりたいと考えております。

○井坂（章）委員長 大内健寿委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。やはり担い手不足というところが大きな、全国的にも課題だと思います。すぐ解決できるような問題ではないんですが、やはりもっと身近に市内全体で盛り上げていくような企画、またそういう漁業と水産業が市内全域にしみ渡るような

中長期的なビジョンを考えていただいて、より身近な水産業、より身近な漁業というような形のものをつくっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 5ページのⅡ－1の企業誘致と雇用の創出のところで、新たな産学官金言連携組織とあるんですけども、現時点で具体的なイメージ等、考えていることがありましたら、ご教示いただきたいと思います。よろしく願いします。

○井坂（章）委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 こちらの新たな産学官金言連携組織についてなんですけれども、これまで産学官の連携組織としましては、なかネットワークシステムというプラットフォームがございました。こちらが昨年の12月に休会ということになりまして、それに代わる組織としましてこの産学官に金融機関と言論、メディアを加えた連携プラットフォームを、今事務局は私どもの商工振興課のほうで担って、令和8年度から本格的にスタートするというので今いろいろ調整しているところでございます。前のNNS、なかネットワークシステムの学の部分は高専さんのみだったんですけども、高専さん以外にも近隣の高等教育機関全てお声がけしているような形になっております。また、産の部分も、前のプラットフォームでは中小の製造業が多かったんですけども、今回は製造業に特定せず、いろいろな多様な産業に加わってもらうというようなことを基本としております。また、中小以外にも大手の企業さんにも参画いただいているというような取組になってございます。

こういったプラットフォームの中で何をやっていくかということが大事なんですけれども、基本的には3つの柱というものを打ち立てて、それぞれにプロジェクトを走らせていくというような方向で今考えています。その3つのプロジェクトが、1つは地域産業の活性化ということ。こちらは、それぞれの今までやってきたような取組、ビジネスマッチングですとか販路開拓ですとか、あとは海外への展開の伴走支援、こういったものを引き続きやっていくと。ほかにも、先ほどちょっと申し上げた地域課題解決ピッチイベント及び実証実験とか、こういった取組もやっていきます。

2つ目が新事業の創出ということで、こちらスタートアップを育成していくプログラムを3つほど今後やっていこうかなということで今計画しておるところです。

最後が地域人材の育成と定着ということで、やはり近隣の大学等にも関わってもらっているので、そういった大学に出向いての企業合同説明会、これは今年度からもう既に動き出します。1月に県立IT短大さん、2月に常磐大学さん、3月に茨城大学さんに行って、ひたちなか市の企業を知ってもらう取組、こういったものを進めてまいります。

そのほかいろいろ外国人留学生と地域企業のマッチングですとか、いろんな課題があると思うんですけども、また脱炭素ですとか、いろいろな取組ですよね。DXの推進といった、そういったものも、中小企業さんからどうやって取り組んでいこうかということ、このプラットフォームの中でみんなで連携してやっていけるといいのではないかというような意見もいただいておりますので、様々な、今申し上げたようなプログラム、もしくはプロジェクト以外にも大

きく取り組んでいけるといいのかなど。その中で、地域活性化、新しい産業の創出、いわゆるイノベーションの創出、こちらをこのプラットフォームの中から生み出していけるような、そういった組織になっていけるといいなということで今取り組んでいるところでございます。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。そうしたら、多分多くの企業と学校さんと連携するような形になると思うんですけども、数社なのか数十社なのか数百社なのか分からないんですけども、どのくらいの企業、学校と連携させて組織を幾つぐらいつくるかというのを、おおよそ分かったら教えてください。

○井坂（章）委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 随時お声がけしているようなところでございますけれども、今六十数社ぐらいの参画企業数となっております。その中で、先ほど申し上げたような、基本的にはプロジェクトを立ち上げていって、そのプロジェクトにこの指止まれ方式で、こういったプロジェクトだったら、うちもこういうことができる、こういうことがやりたいということで、そういう方式で進めていく感じなんですけども、プロジェクト自体としましては、今のところ8本ぐらいのプロジェクトを事務局案とお示ししているような形です。それ以外にも企業さんのほうからこういったプロジェクトをやっていくというようなご提案をいただければ、当然そういったものにも取り組んでいきます。なので、部会というような形よりは、プロジェクトごとに集まって、その中で企業連携、異業種連携とかを進めていくという、そういったイメージで今考えています。

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 大変な取組だと思いますけども、順調に進むように進めていただければと思います。ありがとうございます。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、ページが少し飛びますが、12ページから14ページ、大綱V「快適な暮らしを支える都市基盤」の赤文字の部分についてです。

質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 14ページのV-10です。資源循環型社会の構築についてです。ちょっとこれは厳しい意見かもしれませんが、この表現自体、資源循環型社会というのは確かに一応よいことだとは思いますが、現状の本市の計画等を考えますと、今、本市は脱炭素に向けていろいろな計画を策定されております。特にカーボンニュートラルについての目標がある中で、こうした表現で本当に妥当なのかどうかというのをもう一度考えていただきたいと思います。本来はGXの取組として、もちろんごみとか、こういった資源循環型社会も重要ですが、やはり大きな数値目標がありますので、こうした点を記載されていないというのはどういったことなのかご説明願います。

○井坂（章）委員長 植野環境政策課長。

○植野環境政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

委員ご指摘の脱炭素の取組については、現在のところ行っているところではございますけれども、今回の10の項目につきましては、循環型のところを重視したというところになってございます。今のご指摘については再度こちらのほうでも、表現等について検討させていただきたいというふうに思っております。

○井坂（章）委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、分かりました。ぜひ、やはり、計画が先行しているものがありますので、そちらに合わせてこちらの内容についても記載していただきたい。これは多分、今までのフォーマットがあったということもあって、どうしてもこうした表現になったのかなと拝察しますが、やはり今追っているものがあるのであればそちらに書き換えていただいて、その中でもちろんこういった項目を入れるのは結構ですので、改めてその順序というものを確認していただいた上でご記載をお願いしたいと思いますし、今、既に取り組んでいる重点的な項目についても、その重点順に基づいてご記載をいただけるとよりよいのかなと存じます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 13ページ、道路について質問させていただきます。

こちらに明記されていますとおり、東中根高場線なんですけど、整備を推進していくという形で非常に重要な道路になっています。現状、水戸市内のほうは逆に整備が進んでいて、ひたちなか市が逆に遅れているんじゃないかなというような感じを持っております。現状どのような整備を今後進めていくのかご答弁いただけますでしょうか。

○井坂（章）委員長 綿引都市計画課長。

○綿引都市計画課長 東中根高場線の整備についてお答えいたします。

まず、東中根高場線の全体ですけれども、9.6キロということで那珂市の境からずっと高場陸橋を渡りまして、高専の脇を通りまして、三反田の金上ふれあいセンターとか、那珂川に至るまでの9.6キロを計画していると。その中で今整備をしようとしているというか、未整備区間が3キロメートルございます。こちらは東部第1土地区画整理事業界南の端から那珂川に至るまでの3キロということで、その中で今ひたちなか市では何をしているかといいますと、県道那珂湊那珂線、新堀団地付近のところから南のほうに向かっていきまして、勝田衛生センター付近のふるさと農道までの区間を、今用地買収ということで県のほうで進めているところがございます。今のところ用地買収という形で、実際に現場が工事をやっているわけでもなくて、一部そのような形があるのかなというような程度にしかなくなっている感じなんですけども、今後県のほうでもう少し用地買収が進めば、那珂湊那珂線から南側の部分について工事に入りたいというふうなお話はいただいております。確かに、それをいつやるかというのは今後用地買収の状況、進捗によってということでご理解いただければと思います。ただ、水戸市のほうは今どこにつながるかといいますと、酒門町交差点、6号国道ですね。その辺が整備

されたということで、何か水戸市のほうではちょっと進んでいるんじゃないかというふうに思われております。ただ、ひたちなか市も、それに向けてつなげられるよう県と一緒に協議を行いながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。よろしく願い申し上げます。

あともう1点質問させていただきたいんですが、今、新光町の工業団地が造成されております。私も近いので毎日見ているわけなんですけど、非常に広大な土地で、新しく企業が立地してくると思われまます。やはり、今現状でも朝晩の渋滞が出ているような状況でありまして、今後はあれだけの敷地に企業が立地した場合に、大変交通状況、道路状況というのは逼迫してくるんじゃないかなと素人目では感じてしまうんですが、今後そういうのはどういう考えをお持ちになっているかご答弁いただけますでしょうか。

○井坂（章）委員長 綿引都市計画課長。

○綿引都市計画課長 常陸那珂工業団地付近の企業が張りついたことによる交通渋滞というお話ですけども、まず1つは、先ほど答弁させていただきました東中根高場線をより推進していくということが1つ、金上周辺の交通渋滞、それから、または水戸方面から今造ろうとしている東中根高場線を通して工業団地に向かっていくような新しいルートの設定とか、そこら辺も1つ大きな交通渋滞の解消につながるのかなというふうに思っているところであります。

そのほか、市内で今交通量調査などをいろいろとやっております、今後どういうふうな路線が必要なのか、そういう道路交通網の検討も考えていきたいというふうに思っているところであります。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。道路と企業といいますか、企業立地にもつながってくるのだと思われまますので、よろしく願いを申し上げます。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。井坂涼子委員。

○井坂（涼）委員 14ページの11番の住宅のところなんですけれども、ここの2行目からの生活様式の変化に伴うニーズの多様化に対応して民間賃貸住宅を活用した家賃補助により住宅の支援をしますという表現のところなんですけれども、ニーズの多様化に対応して民間に全て頼るような、何となく表現方法に聞こえてしまうんですが、市営住宅としても多様なニーズにも適応していただきたいなと思うんですが、その辺り表現方法を含めていかがでしょうか。

○井坂（章）委員長 中村住宅課長。

○中村住宅課長 表現の中で、これは民間賃貸、家賃補助の内容でありますけれども、この部分に関しては、市営住宅のほうに関しましては、設備の面で一部利用者の負担というのがありますので、そこと比較して、民間の賃貸住宅を利用することで、そちらは比較的設備のほうを整った状態で入居できるというような、そういった内容を家賃補助の項目として説明を加えたものになります。市営住宅につきましては、今、持続可能なそういったところに対応しており

まして、長寿命化、ある程度期間を考えて改修工事等を行っているところもありますので、そういったところで施設の部分については、ちょっと民間の部分に至らないところはあるんですけども、そこを補う形として家賃補助のほうを考えていくというような、そういった多様化のニーズに応えるというような、そういった表現でここに記載させていただいております。ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○井坂（章）委員長 井坂涼子委員。

○井坂（涼）委員 ありがとうございます。市営住宅自体はなかなか、更新というか財政もありますから難しいところだとは思いますが、ぜひ、例えば和式から洋式にお手洗いなんかも変えていただいたように、高齢者の方も多いい中で、そういった小さなところでもニーズはかなりのたくさんあると思うので、その辺りも含めて小さな声も聞いていただきたいなと思います。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。鎌田委員。

○鎌田委員 12ページのV-2のところなんですけども、中心市街地の整備については、勝田駅東口地区の再開発と書いてあるんですけども、現時点でご説明できる範囲で結構ですので、どのような開発をするのかご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 綿引都市計画課長。

○綿引都市計画課長 勝田駅東口地区の整備ということでよろしいですか。緑のところですね。緑のところですが、一部都市計画課もちょっと入っていますのでお話をさせて……

○井坂（章）委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ちょっとすみません。全部読んでいなくて申し訳ないんですけど、今、書いてあるそうなので、ちょっと後で確認します。ありがとうございました。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第91号 ひたちなか市第4次総合計画基本構想についての討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第92号 ひたちなか市営駐車場の指定管理者の指定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第92号をお開きください。

提出者の説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 それでは、議案第92号 ひたちなか市営駐車場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○松本経済環境部長 着座で説明させていただきます。

市営駐車場につきましては、道路交通の円滑化及び市民の利便性向上を目的として、市内8か所において、市が直営により職員が直接管理運営をしているものでございます。現在、市営駐車場が抱える課題といたしまして耐用年数を超え、老朽化した駐車場機器の更新に多額の費用を要することが想定されております。加えて、町なかにおける観光バスの受入れやキャッシュレス対応など、利用者のニーズも様々でございますが、これらのサービスの向上も求められております。

これら課題の解決をするに当たり、既にビジネスとして成立している民間事業者のノウハウを活用することが効果的であると判断し、さきの6月議会におきまして市営駐車場条例を改正し、指定管理者制度を導入できるよう議決をいただいたところでございます。

その後、秋に指定管理予定者の公募を行った結果、3事業者から応募があり、選定委員会による審査の結果、アノマネジメントサービス株式会社を指定管理予定者と選定いたしました。

この会社は、これまでも本市における駐車場機器の設置、保守・メンテナンス、緊急対応を担ってきたほか、全国的にも公営駐車場の指定管理や民間駐車場を含む多数の駐車場管理の実績を有している事業者でございます。

指定の期間については、令和8年4月から5年後の令和13年3月までの5年間を予定しております。

今後の予定でございますが、令和8年3月にキャッシュレスに対応した機器への更新工事、勝田中央駐車場における3台分の観光バスの受入れ整備など、4月の運用開始に向けた必要な準備や引継ぎを進めてまいります。また、指定管理者による運用開始後も定期的な協議やモニタリングを実施し、公共施設としての安全性の確保とサービス向上に努め、最大の効果が発揮できるよう努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 幾つか疑問点がありましたが、今説明がありましておおむね理解しました。これまでも実際に管理を行っていた経験があるということで承知します。

1点、ひたちなか祭り等で勝田中央のところの駐車場などは、イベント時に利用されるということでございます。今までは市と協議しながらこういった利用をしていたんですが、今後はこの指定管理者が入ることで何か変化が生じるのか。また、変わらずに円滑な利用が、こうしたひたちなか祭り等で活用する際には問題なく使えるのか。この点、伺いたいと思います。

○井坂（章）委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今までとおり、そういったイベント等で使うということも踏まえての指定管理者への移行と

ということになりますので、当然、窓口という形で我々商工振興課もそのまま入りますので、調整しながら円滑にご活用いただけるようにしていきたいと思っております。

○井坂（章）委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 はい、分かりました。こうした地域事業に利用する場合もあるということで、そういったところを指定管理者ともしっかり協議しておいていただければというふうに考えております。

また、基本的な指定管理の中身なんですけど、簡潔な修繕とか補修とか当然生じてくると思うんですけど、こうしたところについてはどういったふうになるのか教えてください。

○井坂（章）委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 駐車場自体の構造的な、大きく変えるような場合は当然我々行政のほうで予算を取らなければならぬんですけども、簡易的な部分については指定管理者のほうでやってもらうというのが基本となっております。利用料金制度ですので、そういった駐車場の利用料金による収入で運営をしていくと。その部分で歳入の部分に関しては、基本納付額として3,000万円ぐらい年間納めていただいて、プラスそういった運営費、管理費を除いて、収益が上がれば、その半分は市のほうにプラスで納付いただくというような形になってございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、あまりに大きな額の修繕が必要になってしまう場合は、やはりそれは市のほうで予算立てするということになってございます。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

次に、経済環境部から、サツマイモ基腐病の発生について及びひたちなか市第3期観光振興計画（案）について、以上2件について説明の申し出があります。

最初に、サツマイモ基腐病の発生について説明を受けたいと思います。

S i d e B o o k s のホーム画面に戻っていただき、全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和7年度、令和7年12月16日、配付資料の順にフォルダをお開きいただき、フォルダ内の農政課、経済建設委員会説明資料をお開きください。

執行部から説明を願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 それでは、執行部、経済環境部から2件ほど、1つはご説明、それからもう一つに関しましては、計画の策定に関してのご意見を頂戴したいということで、話させていただきます。

○井坂（章）委員長 着座で結構です。

○松本経済環境部長 1つ目が、まず基腐病に関してでございます。資料は一応ご用意はさせていただいておりますが、これにつきましては、12月1日付、全員協議会におきましてご説明した内容、それから12月10日、大内健寿議員から一般質問でございました基腐病の市の対応について、こちらで、市長並びに私のほうから申し上げた内容が最新のものとなりまして、逐次何か変化があった場合にはこういった機会にご説明をさせていただくという前提でタイトルは設けさせていただいたんですけども、大きな進展は今のところないということでございます。

全体で92%の消毒が終わっているということなのですが、これはサツマイモを植えている畑に関しては100%終わっておりまして、それ以外に家庭菜園を営む部分がございます。こちらの消毒につきましては、順次耕作者の同意を得るんですが、現在植えてある収穫物等もございますので、こちらのほうの整理がつき次第、順次行っていくという形で100%を目指すという状況でございます。

また、12月11日、本会議3日目のときに、しあわせプラザにおきまして、夜6時から2時間の設定で、市内のサツマイモ耕作者に関しまして、私どもで把握しているもの、JAで把握しているもの、それからお近くでサツマイモを栽培している方にはお声がけを極力いただいてということで、470名を対象に案内文を送りまして、お忙しい時期でもありましたので、参加された方が180名ほどございまして説明会を行いました。しあわせプラザの駐車場はほぼ全て埋まる状況で、皆さんいらっしやっただきまして、県央農林事務所の皆様から今回の対応について、それから参加されている皆様からご質問をいただいて、それに対して市の立場から、それから県の立場から回答させていただいたところでございます。

県からは、病気に関する特徴や対応について、実際に基腐病にかかったサツマイモをご用意しまして、それを実際に触っていただいたりですとか目視していただく形でやっております。また、消毒方法ですとか必要な農薬ですとか、そういったものに関するお話、それから今後の話はやはり、参加者の皆さんとしては補償であったり、耕作条件の2年間というのは何でなのかというお話がありまして、このカビの菌が消毒した後も一定程度土壌の中に潜伏するものが抑えられるのがおおむね2年間だということで、サツマイモ以外のものは植えられますが、ヒルガオ科と言われるものについてはご遠慮いただきたいというような説明をさせていただきまして、おおむねご理解をいただいて終わったところでございます。

また、県のほう、それから私どもとしましても、今後、次の耕作に向けての支援ですとか消毒対策に関してのメニューづくりを、今設計が始まっているところでございますので、十分と言えるかどうかは今後皆さんのお声も聞きながら決めていきたいと思っております。

また、コロナと同じで、誰がどのようにしてこれが感染したのかという原因の特定は非常に難しいものがございますが、複数の圃場をお持ちの方、市内でもある地域で持っていた場合に、耕作機械を移動して感染が拡大する場合がありますし、行政界を越えて市外に圃場をお持ちの方もいらっしゃいますので、その場合には、悪ければ市から菌を持ち出すことになりまして、場合によっては外から菌が入ってくる場合もありますので、そのようなものをどのように防ぐかというのを実際に農業に携わっている皆様と協議していただきながら、どういうチェック体制を取るですとか、防止対策に関してのものを進めていきたいと考えております。

併せて、風評被害対策ですが、私どものほうに直接的に大丈夫なんですかという声は届いていないんですが、若干茨城県のほうに少し入っているような話も伺っております。答弁でも申し上げましたが、ハイシーズンに入る前にここで積極的にPRをさせていただいて、12月初旬にIBARAKI senseのほうでほしいものキャンペーンをさせていただきまして、市長もご参加いただいて、安全・安心・おいしいひたちなかのほしいものをPRしていただいたところでございます。

雑駁でございますけれども、現状に関しては以上でございます。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 すみません、基腐病の件で、例えば今一部の圃場で基腐病の圃場を除染しているわけなんですけど、例えば来年ですよ。もう既に菌がほかの圃場にある可能性も考えられるわけですよ。そのとき、来年春先、苗植えをして芋が育ってくるわけなんですけど、どの時点で基腐病にかかっているんだというのが分かるんでしょうか。その辺、ご答弁いただけますか。

○井坂（章）委員長 大内農政課長。

○大内農政課長 ただいまの質問にお答えします。

どの辺りでかかっているかの発見なんですけども、こちら、苗の状態から発見される場合もございますので、順次そこは、パトロールではないんですけども、見回りを農家さんのほうもさせていただいて、こちらのほうに、市と県央農林事務所に、何か疑わし点がありましたら報告をしていただく、そういったお知らせ、周知のほうをしてまいりたいと考えております。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。来年、春先から初夏にかけて、やっぱり苗が育ってきた時点で、苗が異変しているとかというのが、農家の方が気づいた時点が一番大事だと思うんですよ。そういった周知徹底を図っていただくようによろしく願います。個人農家の方も多いですから、よろしく願います。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

次に、ひたちなか市第3期観光振興計画（案）について説明を受けたいと思います。

配付資料のフォルダに戻っていただき、観光振興課、経済建設委員会資料1をお開きください。

執行部から説明願います。松本経済環境部長。

○松本経済環境部長 続きまして、第3期観光振興計画の策定経過並びに内容につきましてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

現在、総合計画と同様に、間もなく計画終期を迎えます観光振興計画につきましては、第3期の観光振興計画ということで現在策定作業を進めているところでございます。現行の第2期につきましては、観光入込客数400万人を掲げておりましたが、458万人という、令和6年に既にもう、令和5年、令和6年と県内第1位を達成するように順調に入り込みを記録しているところでございます。

策定に当たりましては、いわゆる策定委員会を設置しまして、学識経験者や観光関連の団体の皆様方等に加わっていただきまして、市の観光の未来を見据えて議論がなされているところでございます。10月23日に開催されました第2回において、おおむね観光振興計画の目鼻が整ってまいりましたので、これらにつきましてご説明をさせていただきます。詳細につきましては観光振興課長よりご説明いたします。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 観光振興課の磯崎です。よろしくお願ひします。着座にて失礼します。

まずは、お手元のタブレットの画面の資料のご確認をお願いします。

本日の資料は3つありまして、資料1、ひたちなか市第3期観光振興計画（案）について、資料2、観光振興計画概要版（案）、資料3、観光振興計画（案）の3つとなりますので、ご確認をお願いいたします。

まず初めに、資料1をご覧ください。計画策定の進行状況をご説明いたします。

第3期観光振興計画の策定準備としまして、令和6年度に現計画である第2期観光振興計画の評価を行うとともに、各種調査や事業者からのヒアリング、ワークショップ形式の懇談会を5回実施したところであります。そして今年度、観光振興計画策定委員会を設置しまして、9月と10月に策定委員会を開催し、計画の素案を作成したところであります。この素案は、本日の経済建設委員会を経た後、12月25日からパブリックコメントを実施しまして、年明け2月に3回目の策定委員会を開催し、計画案を策定いたします。その後、市への答申を経まして、庁議報告、計画策定という流れになります。

続きまして、計画の説明に入らせていただきます。本来であれば、資料3の観光振興計画（案）が本編になりますので、そちらを基にご説明するところではありますが、時間の都合上、計画の全体像と重要なポイントを効率的に説明するため、資料2の観光振興計画概要版を基に説明させていただきます。

それでは、資料2のほうをご覧ください。

まずは、1 ページ上段の計画策定の目的と位置づけであります。本市の観光入込客数の増加という量の成果を踏まえた上で、経済効果、来訪者の満足度、まちづくりの3つの観点から各種施策を展開し、質の高い観光を実現することを目的としております。本計画は、第4次総合計画の個別計画として位置づけておりました。国、県の計画、ほかの関連する計画との整合性を図っております。

続きまして、1 ページ中段の観光産業の現状と課題といたしまして、本市の観光入込客数につきましては、令和6年に458万人を記録し、県内で一番観光客が訪れている地域となっております。その経済効果が市全域に波及しているかということ、なかなかそうとは言えないところがあると考えております。昨年度、市では訪れた観光客へのアンケート調査や携帯電話端末のGPSによる行動データの調査、市内の観光事業者からのヒアリングなどを実施するとともに、観光関連団体や事業者によるワークショップ形式の懇談会のほうを計5回開催したところ、本市の観光における3つの課題が浮き彫りとなりました。

1つ目の課題としまして、1 ページ下段に記載がありますように、昨年度実施したアンケート調査より、市内での1人当たりの観光消費額につきましては7,644円。滞在時間が4時間以下の方が約7割という結果が出ておりました。観光客の滞在時間が短いことで地域経済効果のほうが限定的であることがまず課題と考えております。

ページが変わりまして、2 ページを見ていただきたいんですけども、2つ目の課題としまして、同じくアンケート調査なんですけども、来訪者の満足度、70点以上の方が88.4%おりますので、数字としては決して低い数字ではないんですけども、那珂湊おさかな市場周辺の渋滞など、オーバーツーリズムの兆候も見られますので、持続的な観光成長が妨げられることが今後の課題と考えております。

3つ目ですけども、市内事業者にヒアリング等を実施したところ、やはり観光を担う人材や連携する仕組みが不足しているという意見がありまして、そこも課題として浮き彫りとなっております。

策定委員会におきましては、これらの3つの課題を解決し、観光入込客数という量の追求から観光消費額や来訪者満足度の向上という質を高める方向へかじを切り、本市の観光振興を推進するための様々な施策のご提案をいただいたところであります。

続きまして、2 ページ中段の施策の展開につきましては、質の高い観光の実現のために3つの課題に対応する形で3つの施策の柱を設定し、この柱が計画の屋台骨となります。

1つ目の「稼ぐ観光」につきましては、観光客の滞在時間の延長や宿泊者の増加により、市内における観光消費額を増加させることで事業者の方々にもうけていただくことを目的としています。

2つ目の「持続可能な観光」につきましては、オーバーツーリズム対策や受入れ環境の整備により、来訪者の満足度を上げるとともに、リピーターを増やし、持続的な観光地域づくりを進めることを目的としております。

3つ目の「共に創る観光」につきましては、観光におけるシビックプライド、いわゆるこの

町の誇りや愛着を深めてもらうことで、市民が観光によるまちづくりの当事者意識を高めていただくということとしております。

続きまして、計画の目標につきましては、令和15年度までに観光入込客数を480万人、1人当たりの観光消費額を1万1,000円、来訪者満足度90%を目指すこととしております。量としての価値を維持しながら観光消費額を増やし、来訪者の満足度を高め、何度でも来ていただくこと、そのような目標設定としております。

次に、それぞれの基本施策の説明に移ります。ページを移りまして、3ページをご覧ください。

柱1、まちの活力を高める「稼ぐ観光」につきましては、本市ならではの魅力を戦略的に提案・発信することで、滞在時間の延長、体験や食を楽しむ機会、お土産品を買う機会、さらには宿泊者の増加につながる施策に取り組むものとなります。

5つの基本施策につきましては、ひたちなか海浜鉄道を軸とした回遊観光の推進や四季折々の観光コンテンツの創出、新鮮な海の幸や農産物などの食の取組、SNSを積極的に活用した戦略的なプロモーションの実践、インバウンドの現状把握と誘客に向けた取組などで構成しております。

続きまして、柱2の「持続可能な観光」地域づくりにつきましては、地域に配慮した観光のまちづくりを目指すとともに、多様なニーズを把握し、訪れた方の満足度を高める取組や観光地の経営視点での取組等を推進するものとなっております。

3つの基本施策につきましては、快適で安全・安心・ユニバーサルな観光客の受入れ環境の充実、本市観光の現状や観光客のニーズ把握などマーケティングに基づく観光地域経営、冬の観光に焦点を当てた冬季コンテンツの拡充による新たな観光客の獲得に向けた取組などで構成しております。

続きまして、ページ変わりをしまして、4ページをご覧ください。

柱3の市民と「共に創る観光」につきましては、観光に関わる人材を増やし、育て、次の世代につなぐため、市内外にひたちなか市のファンを増やす取組や、人と人、人と地域がつながる仕組みをつくる施策に取り組むものとなっております。

3つの基本施策につきましては、地域を誇りに思う観光におけるシビックプライドの醸成、観光プレーヤーの活躍や観光推進の仲間づくりを支援することによる観光人材づくり、観光関連団体や事業者によるおもてなしの充実に向けた営業戦略の取組などで構成しております。

最後に、計画の評価につきましては、総合計画にも合わせまして、今まで10年だったんですけども、8年としまして、令和8年度から令和15年までの8年間を計画期間とし、年1回の年次評価、4年目となる令和11年に中間評価、そして仕上げとなる令和15年度に最終評価を実施することとし、計画的に進捗管理を行ってまいります。

以上、観光振興計画（案）の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○井坂（章）委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。田中委員。

○田中委員 説明ありがとうございました。それでは、観光の関係でちょっと質問させていた

できます。

私が住んでいるのが那珂湊地区なんですけど、やはり問題なのは渋滞、あとは、来る方にお話を聞くと、那珂湊地区は食べるところがない、泊まるところがない、そういう声を聞くんですよ。その辺って何か考えていることってありますか。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 ただいまの質問にお答えします。

まず、渋滞につきましては、私ども大事なことだと捉えておりまして、いろいろ今までも取り組んでまいったんですけども、まず那珂湊駅前に、ひたちなかインターを下りた方がナビゲーションで集中しているのが一番の原因と捉えております。その中で年間100日以上、那珂湊漁協の前のところを臨時駐車場として、土日だったり繁忙期のほうは開設しているんですけども、そちらのほうは埋まるのであれば、本当に駐車場のほうが単純に足らないのかなと思うんですけども、今現在、実はそちらのほうはなかなか埋まっていない状況でして、どうしてもナビゲーションによって駅前のほうに皆さん集中しているのが状況であります。

迂回路等の案内とかはしているんですけど、なかなかやっぱりナビのほうに従ってしまうという傾向が多いので、実は先進事例のほうをいろいろ調べたところ、ナビ会社のほうに投げかけをすると、迂回路のほうを案内していただくということが判明しましたので、実はそちらのほうのナビ会社のほうに今実はそういうふうに申し出をしております、ナビにもよるんですけども、あとナビ会社にもよるんですけども、新しく今後できるナビにつきましては、そういう迂回路のほうを会社で案内していただける可能性が高いという状況がまずあります。

それ以外に駐車場のほうも、リゾート構想のほうと連携しております、手前のアキッパという民間の企業があるんですけども、そちらのほうと、駐車場を整備しなくても駐車場にできるような形になりますので、一般の方の庭の駐車場が空いていれば、それは何台かとか、そういうのを今ちょっと結構進めていまして、町なかのほうに駐車場は大分増えてきているような状況にはなっているんですけども、そういった迂回路案内であったりとか、あとそういう駐車場のほうを民間のほうも増やしたりとか、今、渋滞のほうは、そういうのを取り組んでいるところです。

お店のほうにつきましては、確かにおっしゃるとおり、夜なんかは那珂湊地区のほうは以前よりも大分減ってしましまして、夜営業しているお店が少ない状況ではあるかと思うんですけども、今後そちらのほう、やはり商店のほうはなかなか、増やすというのも難しいかもしれないんで、そこはちょっと事業者の方とかともお話ししながらという形にはなるかなと思うんですけども、確かにご指摘のとおり、那珂湊のほうの飲食するところが減っているという認識はあるので、そこら辺については今後うちのほうも考えていきたいと思っているところであります。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。私、前に一般質問でやろうかなと思ったんですけど、駅前の釈迦町にパークアンドライドってありますよね。あれを利用したらどうかなという質問を

しようかなと思ったら、何かあそこはひたちなか海浜鉄道に貸出ししているようなんですよね。それで、あそこは結構広い敷地がありまして、何回か自分も利用したときがあるんですけど、草だらけですごくもったいないですよ。あれだけの広さがある敷地を。その辺をもうちょっと利用させていただいて、駅前からスマイルあおぞらバスが出ているんですから、その辺、利用できないのかなと思っているんですけど、どうでしょうか。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 ただいまの質問にお答えします。

以前ちょっとお話を聞きまして、実は今年の12月ぐらいからなんですけど、先ほど申し上げましたひたちなか大洗リゾート構想のほうで県と連携しておりまして、その一部をアキッパのほうで実際駐車場として貸している状況でして、活用していただいているような状況となっております。

○井坂（章）委員長 田中委員。

○田中委員 はい、分かりました。あと、これは、私もこの相金に住んでいる方からもいろいろ相談を受けて、これは理想なんだろうけど、前に一般質問で相金地区の田んぼの耕作放棄地、それを質問させてもらって、あそこは結構広い田んぼなんですよ。国道245号線に面しているところで、あそこに道の駅を造って、レストラン、あと水産物、農産物、その辺を備えてもらえれば渋滞もなくなるし、すごくいいなとは思っているんですけど、一応これは私の考えと、あと相金に住んでいる方の意見ということで、そういう意見もありましたということです。

○井坂（章）委員長 ご意見ということですね。

ほかに質疑ありませんか。大内（健）委員。

○大内（健）委員 すばらしい観光振興計画、ご説明いただいてありがとうございます。

それで、令和6年度実績で年間458万人、私が申し上げたいのは、宿泊者を増やしたいというのがやっぱり正直なところなんです。この458万人の中の1万人でも泊まっただければすばらしい観光になるんですが、正直言って今本市の宿泊施設を含めて、やっぱり大型の観光施設、宿泊施設がないので、その宿泊施設を増やすといっても、大洗とか温泉地があるようなところから比べるとなかなかキャパ的な問題もあって難しいと思うんです。それで、ぜひ中期的な計画の中に入れてほしいのは、阿字ヶ浦を含めて周辺の市内の宿泊施設というのは、非常に学生食にすごく強い施設なんです。団体食にも強いですし、学生食にも強い。これは本当に全国レベルのノウハウを持ってまして、そういう強みを生かした施策というのをやっていただきたいんです。やはりスポーツのメッカ、聖地となるような形のを、観光だけにとらわれず、スポーツやそういった部分で誘致をして宿泊につなげていく。そういった施策が非常に大事だなと痛感しています。やはり本市に来ていただいて、陸上が来る、サッカーが来る、野球が来る。やっぱり聖地として育てていただいて、そういった学生を泊まらせて、強みの学生食というのは、これはもう全国レベルのノウハウを持っているから、本市の旅館は。そういったものを、強みを生かした施策というのを中期的にはつくっていただいて、長期的に

は大型の宿泊施設とか個人の宿泊を伸ばすというのも必要だとは思いますが、ぜひその強みを生かした施策、スポーツ合宿等を誘致するような、観光とはまた、横断的な施策が必要だとは思いますが、ぜひそういったご意見をちょっといただけたら、よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 ありがとうございます。先ほどの概要版のほうには、ちょっと細かい話はないんですけども、本編のほうの22ページにはなるんですけども、そちらのほうで、広大な土地やグラウンドを活用したサッカー大会等のイベントの誘致ということで、スポーツツーリズムを継続ということで、私どもとしても今指摘があったとおり、サッカー等の、あれは本当に今まで長年培ったいろいろなノウハウがあると思いますので、その宿泊者等のあれは大分かなり大きいと思いますので、そこについては継続するという形で、既に入っていますけど、そういう形でやっていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 大内（健）委員。

○大内（健）委員 ありがとうございます。サッカーにとらわれず、新しいスポーツも考えていただいて、そのスポーツツーリズム、伸び代がある分野ですので、ぜひ力強く推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。井坂涼子委員。

○井坂（涼）委員 ご説明ありがとうございます。私も昔から那珂湊地区に住んでいる中で、以前に比べると、何となく観光客の年齢層が若い方が増えたなという印象をすごく受けているんですね。最近のSNSの普及だったり、私もYouTubeとかを見ると、ショートで結構、那珂湊おさかな市場の貝の食べ歩きとかというのがすごくよく出てくるのを見るんですね。そういった中で、もちろんご年配の方もたくさんいらっしゃると思うんですが、あとはご家族連れですね。ですから、そういったターゲットを分けた戦略、こういったところにも、ぜひちょっと力を入れていただきたいなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 ありがとうございます。もちろん、今言ったとおりSNS等の若い方とか、いろいろターゲットごとに分けて情報を発信するのは非常に大事だと思っております、一例で言いますと、昨年実はSNSのほうで、今、ショートという話が出たと思うんですけども、10本ほど作成しまして、いろんな食だったり鉄道だったり海浜公園だったり、町なかのお店だったりとかいうのを10本実は作成しまして、1分のショート動画だったんですけども、そういうのをインスタのほうで発信したりとかいうようなこともしておりますし、今後インスタ自体が、実はひたちなか市は今2万9,000人ぐらいのフォロワーがいるんですけども、県内1位の自治体のほうでありまして、そういった形でそういうのを中心にやったりとか、あるいは高齢の方も当然また別の方向もありますし、ターゲットごとに情報発信とかしていくのは非常に大事だと思いますので、そういう方向でやっていくつもりであります。

○井坂（章）委員長 井坂涼子委員。

○井坂（涼）委員 ありがとうございます。そういった行政からの発信があって来てくれる観

光客がいますよね。その観光客の方が、ここに行ってきたというショート動画を出してもらうことが一番結構集客にはつながると思うので、その辺りを含めて戦略のほうをお願いできればと思います。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑ありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 時間が迫って申し訳ないです。最後に1点だけ伺いたいんですが、大変分析は素晴らしいものができているなと思います。ただ、仕掛けの展開についてはこれからいろんな意見をいただきながら煮詰めていくところだと思います。

1つだけ気になるのが、やはりここにいろんな言葉があるんですが、観光地としての経営みたいな形の文言が、観光地域経営みたいな言葉があるんですが、これ本当に誰が責任を持って推進するか。もちろん行政もそうなんですが、やはりいろんな団体の名前を併記しておりますが、真に司令塔となるものは、観光地といえども観光協会が強くて、しっかり人材もいて財源もあるというところが、私は様々な観光地にいろんな形で視察に行って感じる場所があります。改めて本市において、やはりこうした司令塔となる観光協会、今のままではどうしてもそれは担えないのかなと私は認識しますが、ここについて、この計画にもう少し明確に強く打ち出すことが求められるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○井坂（章）委員長 磯崎観光振興課長。

○磯崎観光振興課長 ただいまの質問にお答えします。

ご指摘のとおり、観光協会が一般的に司令塔になると私どものほうも考えておまして、市と連携しましてということで、本編のほうには実は入っているんですけども、ひたちなか市観光協会の体制のほうに今取り組んでいるところなんですけども、体制のほうを強化して、観光地域経営の視点を持った運営のほうを推進するという形で文言としては考えておまして、ご指摘のとおり、観光協会のほうの体制が強いかということそうではない状況のほうは認識しておりますので、今後そこを強化しつつ、いろんな分析とか、そういうのも踏まえながら、観光地的な経営のほうを推進していきたいというふうに考えておまして、そういう文言のほうは入れているところであります。

○井坂（章）委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 意見にもなりますが、本当にこれは自立した組織が求められるんじゃないかなと思っています。もちろん協力体制は必要ですが、そういった意味では、人もそうですし、やはり稼げるかどうかというのも大変重要だと思っています。やはり過度に行政だけに依存するだけではなくて、この協会自体が稼ぐ力があって、入ってくる当てがあるというのがベストな状態だと思いますので、今までどうしてもそうはいかなかったところは大きい反省するべきだと思いますので、そろそろ県内ナンバーワンの観光地にふさわしい体制を、この計画を機会に構築していただきますよう、お願いします。

以上です。

○井坂（章）委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

執行部は退席して結構です。

（執行部退席）

○井坂（章）委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

まず、3月定例会までに行う所管事務調査の案件についてですが、執行部からひたちなか市第4次総合計画前期基本計画について、各第1種常任委員会において説明したい旨の申し出がございました。

つきましては、今回の案件は、第4次総合計画前期基本計画について執行部から説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、日程についてですが、過去の例として、令和2年度に後期基本計画について説明を受けた際には2日に分けて調査を実施しましたが、今回も同様2日に分けて実施するという事でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 それでは、2日に分けて実施したいと思います。

次に、開催日についてですが、候補日が7日間あります。来年の1月14日（水曜日）、15日（木曜日）、16日（金曜日）、19日（月曜日）、26日（月曜日）、27日（火曜日）及び28日（水曜日）の7日間のうち2日間で開催したいと思います。ほかの常任委員会との調整や執行部の説明員、会場の都合などもありますので、できるだけ多くの候補日を確保したいと考えております。皆様のご都合はいかがでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後0時 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

それでは、候補日につきましては、16日以外はオーケーになっているということにしますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 この中から開催日を2日間決めていきたいと思いますが、他の常任委員会などとの調整もありますので、開催日につきましては正副委員長にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

開催日が決まりましたら予定通知にてご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

次に、行政調査、視察についてなんですが、協議したいと思います。

例年、第1種常任委員会の行政調査の実施につきましては、3月定例会の委員会において協議を行い、実施することになった場合、5月に実施しているところであります。

しかしながら、3月からの調整となると視察先の選定や宿泊先、交通手段の手配などに十分な時間を確保することが難しく、また希望日に他議会の視察など既に予定が入っている場合が多々ありますことから、来年度の行政調査の実施については、例年よりも前倒しをして協議させていただきたいと思います。

まず、令和8年度の委員会の行政調査の実施についてはいかがいたしますか。実施するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井坂（章）委員長 異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定しました。

次に、行政調査の日程、案件等について協議したいと思います。

初めに、日程について協議したいと思います。

暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時5分 再開

○井坂（章）委員長 委員会を再開します。

日程につきましては、5月11日から15日のうちの3日間で実施したいと思います。

次に、案件について協議したいと思います。

案件についてご意見がありましたらお願いします。鈴木委員。

○鈴木委員 正副一任にてお願いいたします。

○井坂（章）委員長 それでは、正副委員長一任ということですので、案件を精査の上、先方と調整し、決定次第、予定通知にて連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付資料のフォルダに戻っていただき、閉会中の継続調査申出書（案）をお開きください。

閉会中の継続調査申し出について事務局から説明願います。折本主幹。

○折本主幹 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところがございます。

案件といたしましては、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○井坂（章）委員長 ただいま説明がありましたが、閉会中の継続調査申し出について何かご

意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 異議なしと認め、この案のとおり閉会中の継続調査申出書を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井坂(章)委員長 なければ、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。

午後0時8分 閉会